

意見公募手続結果概要

(様式2)

令和7年2月27日

担当部課 都市整備部下水道河川課

【案件名:四條畷市下水道事業経営戦略【改定】(原案)】

令和 7年 1月15日～ 2月 14日の間、実施いたしました当該案件に係る意見公募手続の結果の概要は、以下のとおりです。

① 提出意見の件数

合計 6名 (提出者の人数)

延べ 7件 (意見を内容別に集計しています。)

② 意見の内容別

投資・財政計画に対する意見 4件

そのほかに対する意見 3件

合計 7件

③提出意見に対する市の考え方

意見の概要	意見に対する考え方
別 紙 参 照	

意見公募手続結果概要

(様式2)

③提出意見に対する市の考え方

意見の概要	意見に対する考え方
令和10年度から使用料18%の値上げに反対を唱えるものである。 多くの高齢者が年金生活を余儀なくされており、昨今の物価高騰で生活が苦しい中、公共料金の値上げはもってのほかである。 田原ポンプ場未利用地における有償利用の公募について、3年間何も決まっていなかったのは財政政策としていかがなものか。 市民として、「下水道使用料」一つにとっても四條畷市役所が一丸となって市民生活向上・安心して暮らせるために知恵を出し合ってもらいたいと願う次第です。	本市の下水道使用料は、平成17年の料金改定以降は値上げを実施せず、約20年間経営を維持してまいりました。しかし、人口減少社会の到来や、節水意識の向上などにより水需要が減少し、それに伴って下水道収入も減少の一途をたどっており、下水道事業を取り巻く環境は年々厳しくなっています。 今後、下水道事業を安定的に継続していくためにも、公営企業の独立採算制の維持や、受益と負担の公平性が求められることを鑑み、維持管理等の経費削減の取り組みと合わせて、経費に見合った使用料確保も必要と考えています。
①使用料改定予想では18%となっているが、実際の改定作業となった場合はこの数値以上になることもあるのか。 ②下水道事業の中身がわかりにくい人が多いと思うので広報力の向上に努めてほしい。 ③今後下水道使用料は増額されるものと見受けられるが、単に使用料の改定額だけでなく、できる限り丁寧な資料を用いて内容を知らせてほしい。	実際の使用料の適正な基準に係る検討については、検討時点における収支の見込み等を用いて検討をすることになるかと思われますので、お見込みのとおり計画内でお示しする18%から変更する可能性はあります。 下水道事業に関する広報につきましては、表現方法も含めて検討し、少しでも使用者の皆様に伝わるような情報発信に努めていきます。 使用料の見直しについては、市民の皆

	様への影響が大きいことから、単に結果だけをお伝えするのではなく、可能な限り丁寧にお伝えするよう努めます。
昨年の能登地震、今年の埼玉の陥没事故と下水道の維持管理がいかに難しいものかと感じた。計画書の中では人口減少と物価高騰の影響により経営悪化が見込まれると記載されている。物価高騰で電気、ガス等についてもここ数年で値上がりしている状況の中、下水道管が使えなくなるということは大きな問題であると思います。 維持管理コストの縮減も取り組んでもらい、人口減少が進む前に料金などを適正化することで、一人ひとりの負担も少しは軽減されるように思いますので、しっかりと維持管理ができるように経営状況の悪化を防いでいただきたい。	ご意見のとおり維持管理に係るコスト縮減に取り組みつつ、経営基盤の安定した持続可能な下水道事業経営に努めます。
生まれたときから四條畷市に在住していますが生活環境が悪く住みにくと感じたことがないのは過去にインフラ整備が済んでいるからなのかと思います。 昨今の地震対策や老朽化による下水道管の維持管理が課題になっていることを考えると、利用者も一体となって考えていく時代になってきたのではないのでしょうか。計画内容を今後も精査し、事故などが起きない下水道経営をしてほしいです。	ご認識いただいておりますとおり、本市では早くに下水道管整備を済ませ、現在では主に下水道管の維持管理に取り組んでいます。 昨今の物価高騰等による維持管理費用の増加傾向に加え、耐震化や老朽化した管渠への対策など維持管理に係るさまざまな課題に対し、使用者の皆様にご理解をいただきながら、安定的な下水道事業経営となるよう努めます。
今回の値上げは維持管理費負担金の増加による2028年からの経常赤字を理由とするも	(1)について、 下水道使用料を構成する資本費は、

のであるが、減価償却費の下水道使用料負担分で建設改良費を賄うことに無理があり、次の理由でこの値上げに反対である。 (1) 下水道使用料を構成する資本費は耐用年数40年で計算されているが、償還期間50年で行われるので余剰が生まれる。これを長寿命化による補修費の増加に充てることができる。しかし、補修費は污水处理費で賄われるため資本費の余剰は維持管理費に繰り入れられるべきものである。そしてこれを繰り入れた場合計画期間中に経常収支が赤字になることはない。ところが経営戦略では、一定の耐用年数を持つ新たな資産を形成する建設改良費を賄うのに起債によらず、資本費の余剰を充てて資本収支を赤字にすることを前提としており値上げの根拠として適当とはいえない。 (2) 下水道使用料の18%引き上げはかなり大幅である。ところで国交省の調査では、下水道使用料に維持費・資本費全部を算入する自治体は7%に過ぎず、62%は資本費を全く算入していない。これは、下水道事業の根拠の一つが集住のメリットから生まれる安価な料金にあること、都市への集住がもたらす所得というメリットの不平等性に対応する応能性の観点(一般財源選択)、貧困者も使用を強制されることを踏まえた生活保障の観点が考慮され	本市の場合、減価償却費及び利息などが該当します。このうち減価償却費の償却期間につきましては、管渠においては耐用年数の50年、ポンプ設備は15年で計算しております。 また、これに関連する事項として、管渠又はポンプ設備の取得に要する建設改良事業費に関しては国庫補助金等と企業債で賄っており、企業債の償還期間は、管渠で30年、ポンプ設備15年で借入しております。なお、ポンプ設備は減価償却期間と企業債償還期間が同じですが、管渠の減価償却期間50年と企業債償還期間30年には相違があるため、その差分については、資本費平準化債を借り入れることで世代間の負担の公平性を図っております。 (2)について、 本計画における下水道使用料収入18%の増加については、今年度時点における投資・財政計画に基づく令和10年度に生じる見込みである収支ギャップを解消するために必要な改定率です。実際の使用料の適正な基準に係る見直しの際には検討時点における収支の見込み等を用いて検討をすることになろうかと思われますので、計画内でお示しする18%から変更する可能性はあります。利用者の負担も考慮しつつ、安心・安全な
--	--

るためと解される。市においても下水道事業の採算性だけでなく安価な料金の維持という観点も考慮すべきである。 (3) 下水道に係る事故が頻発しているので、値上げを求めるなら経営方針だけでなく、下水道の安全確保を目的とする、効率的で持続可能な更新事業の内容と実施体制の整備に係る具体的な計画を示すべきである。	下水道サービスを提供できるよう持続可能な下水道事業運営に努めます。 (3)について、 本市では、安全と安定を確保したうえで、効率的で持続可能な下水道設備の更新事業を実施するべく、令和5年度にストックマネジメント計画を策定いたしました。今後の更新等事業につきましては、この計画に沿って進めてまいります。
経常収支の赤字予想の計算に以下の疑問があり2028年からの値上げに反対である。 1. 下水道の減価償却は40年で行われているのに、耐用年数が50年以上に想定されていることにより減価償却費が耐用年数より過剰である。過剰に償却された原資は、維持管理に充てられるべきものであるが、計画では充てられていない。したがって28年よりの赤字との見通しは不明確である。 2. なぜ、「起債」という発想がないのか。計画では、長い耐用年数を持つ改良・建設に充てる費用を本来維持管理に充てられる費用が充てられている。これでは経常赤字になるのは当たり前であり、改良・建設には起債をもって充てるべきである。 以上の理由より2028年からの経常赤字は「作られた」赤字であり値上げのための下地作りと言わざるを得ない。他市の事例にもあるように、老朽インフラに起因する悲惨な事故が頻発している。こうした事故を未然に防止するた	1. について、 本計画における投資・財政計画では下水道施設の耐用年数と、減価償却は同一期間で計算しております。 2. について、 本市においても企業債は建設改良事業等を行ううえで欠かせない財源であると考えており、本計画においても国庫補助金等と併せて、企業債の活用を見込んでおります。 下水道施設の維持管理につきましては、効率的で効果的な事業実施を進めながら、使用者の皆様にも公共下水道の受益者として適切なご負担をお願いしたいと考えております。

めに、市が迅速詳細に調査を行ったことは、市民の安全を守るために適切であると考えられる。ただし、これらの補修改修を行うのは、「使用料の値上げ」によるべきではない。補修改良を一定期間の減価償却費に計上すべきであり、起債により賄うのが適切である。その際、下水道会計独立にこだわらず、一般財源からの返済を考慮すべきであり、使用料値上げは極力抑えるべきである。都市インフラを「安く」提供することも地方自治体の役割である。	
--	--